

市からの連絡帳

税

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に、下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します（都市計画税は除く）

要件 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること

平成22年1月2日～平成23年1月1日に新築された住宅であること

居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること

居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額範囲
居住部分...床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象。

必要書類
認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し（東京都多摩建築指導事務所が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し）

申告期限 平成23年1月31日(月)
問 東京都多摩建築指導事務所
(☎042 - 464 - 2154)
資産税課 田 (☎460 - 9830)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増築などをした家屋は、平成23年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行っています。

☎平成22年1月2日～平成23年1月1日の期間中に新築・増築などをした家屋

家屋調査 家屋の内装・外装（屋根・外壁・天井^{など}）および住宅設備（風呂・トイレ^{など}）

調査日時 調査対象となる家屋の所有者には、事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課までご連絡ください。日程調整のうえ、調査に伺います。

資産税課 田 (☎460 - 9830)

福祉

東京都福祉サービス第三者評価をご存知ですか？

市では、福祉サービスの利用者が自分に合ったサービスを選択する際の目安となる情報提供を行うことと、サービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援することを目的とし、福祉サービス第三者評価の普及、啓発を進めています。

福祉サービス第三者評価とは？
事業者でも利用者でもない第三者評価機関が、客観的に福祉サービス

の内容や質などを評価し、その結果を公表します。

市内施設も積極的に第三者評価を受けています！

平成21年度は、市内の公立施設8か所、民間施設38か所が第三者評価を受けました。その結果は、下記で閲覧することができます。

HP <http://www.fukunavi.or.jp>

市では、市報や市HPで第三者評価を普及、啓発するとともに、介護保険連絡協議会などを通じ、事業者第三者評価受審を促進しています。

受賞費補助金を交付します！

市では、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者に対し、第三者評価を受審する費用の一部を補助します。補助金を活用し第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要になりますので、生活福祉課へご連絡ください。

認定ステッカーは評価を受けた目印です！

第三者評価を受審した事業者には、東京都福祉サービス評価推進機構から認定ステッカーが交付されます。ステッカーは事業所の入口や自動車などに掲示していますので、参考にしてください。

生活福祉課 保 (☎464 - 1311 内線2311)

いきいきシニアライフ

～老人クラブを設立しませんか～

老人クラブは、高齢者の多様な社会活動を通じ、生活を豊かにするとともにいきいきとした高齢社会の実現を目的とした事業を行う団体です。

以下の全てを満たす老人クラブには、補助金を交付しています。老人

クラブを設立してみたい方は、高齢者支援課にご相談ください。

人数 市内在住の60歳以上の方が30人以上いること

活動 次の全ての活動を行うこと
社会奉仕活動（友愛活動、美化活動、老人施設慰問^{など}）

健康をすすめる活動（各種軽スポーツ、ハイキング、体操^{など}）

生きがいを高める活動（学習活動、各種趣味活動^{など}）

高齢者支援課 保 (☎438 - 4028)



介護保険サービスで住宅改修費の支給が受けられます

介護保険サービスでは、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円の限度額内で、住宅改修にかかった費用の9割が後から支給されます。ただし、住宅改修費支給のサービスを受けるためには、工事をする前に必ず市役所へ事前申請をし、承認を受ける必要がありますので、詳細はケアマネジャーや地域包括支援センターまでご相談ください。

☎介護保険で要支援1・2、要介護1～5いずれかの要介護認定を受けている方

高齢者支援課 保 (☎438 - 4032)

後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）の使用期限は7月31日(土)です。

このことに伴い、現在認定証をお持ちの方で、8月から該当される方には、7月下旬送付します。

☎後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担の方
低所得Ⅱ...世帯員全員が住民税非課税の世帯に属する方

低所得Ⅰ...世帯員全員が住民税

入院時食事および生活療養標準負担額

所得区分	負担区分	自己負担額（月額）		食事療養標準負担額		生活療養標準負担額（療養病床に入院する場合）
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	90日までの入院	直近12か月で90日を超える入院	
低所得	1割	8,000円	2万4,600円	1食 210円	1食 160円	1食210円（居住費） 1日320円
低所得 （老齢福祉年金受給者）				1食 100円	1食 100円	1食130円（居住費） 1日320円

保険年金課 田 (☎460 - 9823)

非課税であって、年金収入80万円以下（その他の所得がない）の方・老齢福祉年金受給者

現在、認定証をお持ちでない方で、上記に該当される方は、申請が必要です。

認定証を入院の際に提示することにより食事代と保険適用の負担が減額されます。

広域連合では、後期高齢者医療制度について、「東京いきいきネット」HPで情報提供を行っています。

HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>

「後期高齢者医療被保険者証」の更新

8月から有効の後期高齢者医療被保険者証を被保険者1人ずつに7月中旬から簡易書留郵便でお送りします。

配達日に不在のときは、郵便局で保管し、保管期間経過後は、保険年金課（田無庁舎2階）のみでの受け取りになります。

新しい被保険証 ふじ色
有効期間 8月1日～平成24年7月31日

被保険者証以外の色は、変わりません。

後期高齢者医療保険料の支払い

保険料の計算は、21年中（21年1月～12月）の所得に基づいて22年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降にお送りします。

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに見直され、原則東京都内で均一となります。

詳細は、市報4月15日号をご覧ください。

年金天引きの方

21年中の所得による保険料の決定通知書をお送りします。

決定額 - 仮徴収済分（4月・6月・8月）= 10月・12月・2月の年金額から引かれる額

年金から天引きでなかった方

7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書」をお送りします。納付書は7月から8期に分けてお支払いいただきます。

自動支払いを希望される方

同封の「預金口座振替（自動払込）依頼書」により金融機関での手続きが必要です。

第1期（納期限8月2日(月)）は口座振替（自動払込）の開始時期に間に合いませんのでお近くの金融機関などでお支払いください。

第2期（納期限8月31日(火)）以降口座振替（自動払込）の開始が可能となります。

平成22年2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入された方・転入などされた方、平成20・21年度の所得が更正された方

平成22年度「後期高齢者医療保険料額決定通知書」のほかに、随時賦課用の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りしています。納期は、8月2日(月)のみとなります。